

令和5年3月釜石市議会定例会
議案等説明資料

釜 石 市

目 次

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第1号 | 釜石市個人情報保護に関する条例 | 1 |
| 議案第2号 | 職員の高齢者部分休業に関する条例 | 2 |
| 議案第3号 | 釜石市手数料条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 議案第4号 | 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例 | 4 |
| 議案第5号 | 釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 5 |
| 議案第6号 | 釜石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 6 |
| 議案第7号 | 釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 7 |
| 議案第8号 | 釜石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 8 |
| 議案第9号 | 釜石市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 | 9 |
| 議案第21号 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することに関し議決を求めることについて | 10 |
| 議案第22号 | 道の駅釜石仙人峠の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて | 11 |
| 議案第23号 | 釜石情報交流センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて | 12 |
| 議案第24号 | 釜石大町駐車場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて | 13 |
| 議案第25号 | 釜石市民ホールの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて | 14 |
| 議案第26号 | 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて | 15 |
| 議案第27号 | 市道路線の認定に関し議決を求めることについて | 16 |
| 議案第28号 | 市道路線の廃止に関し議決を求めることについて | 19 |

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第29号 | 釜石市固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて…………… | 21 |
| 議案第30号 | 釜石市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める ことについて…………… | 23 |
| 議案第31号 | 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて…………… | 25 |
| 議案第32号 | 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて…………… | 25 |
| 議案第33号 | 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて…………… | 25 |

議案第1号

釜石市個人情報の保護に関する条例

1 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が令和3年5月19日に公布されたことにより、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度が全国的な共通ルールで運用されることから、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を定めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な制定内容

- (1) 開示決定等の期限
- (2) 開示請求に係る手数料等

3 制定に伴う関係条例の改廃

- (1) 釜石市個人情報保護条例の廃止
 - ・個人情報の保護に関する法律の規定が適用されることに伴う廃止
- (2) 釜石市個人番号の利用等に関する条例の一部改正
 - ・釜石市個人情報保護条例の廃止に伴う引用規定の改正
- (3) 釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部改正
 - ・釜石市個人情報保護条例の廃止に伴う引用規定の改正
 - ・その他所要の改正

4 施行期日

令和5年4月1日

(担当課：広聴広報室、総務課)

議案第2号

職員の高齢者部分休業に関する条例

1 提案理由

勤務時間を減じつつ定年まで勤務することができる高齢者部分休業制度の創設に関し必要な事項を定めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な制定内容

- (1) 60歳以上の常勤職員について、週の勤務時間の2分の1を超えない範囲において、5分単位で部分休業を取得することができる。
- (2) 職員が高齢者部分休業の取得により勤務しない場合には、勤務しない時間に応じ、給与を減額して支給する。

3 制定に伴う関係条例の改正

釜石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ・職員が高齢者部分休業の取得により勤務しない場合には、勤務しない時間に応じ、給与を減額して支給する。

4 施行期日

令和5年4月1日

(担当課：総務課)

議案第3号

釜石市手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)が令和4年5月27日に公布され、令和5年5月26日から施行されること及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第3号)が令和4年12月7日に公布され、令和5年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事又は宅地造成工事計画変更の許可申請手数料の廃止
- (2) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額の区分の改正
- (3) その他所要の改正

3 施行期日

- 2(1) 令和5年5月26日
- 2(2)・(3) 令和5年4月1日

(担当課：財政課)

議案第4号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

市債権の督促手数料を廃止することに伴い、関係条例を整備しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

市債権の督促手数料を廃止することに伴う関係条例の整備

- (1) 釜石市市税条例の一部改正
- (2) 釜石市市税外収入金等徴収に関する条例の一部改正
- (3) 釜石都市計画事業野田定内地区土地区画整理事業施行条例の一部改正
- (4) 釜石市水道事業給水条例の一部改正
- (5) 釜石市介護保険条例の一部改正
- (6) 釜石市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

3 施行期日

令和5年4月1日

(担当課：税務課、財政課、都市計画課、水道事業所、高齢介護福祉課、市民課)

議案第5号

釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第23号)が令和5年2月1日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

出産育児一時金の支給額を「408,000円」から「488,000円」に改め、支給総額を50万円に引き上げるもの

3 施行期日

令和5年4月1日

(担当課：市民課)

議案第6号

釜石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第65号)が令和4年12月16日に公布され、同日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 懲戒権に関する規定の削除
- (2) その他所要の改正

3 施行期日

公布の日

(担当課：子ども課)

議案第7号

釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)が令和4年11月30日に公布され、令和5年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 安全計画の策定の義務化に関する規定の追加
- (2) 送迎用バスの運行時における利用乳幼児の所在の確認及び安全装置装備の義務化に関する規定の追加
- (3) 他の社会福祉施設等を併せて設置する場合における設備及び職員の基準を緩和する改正
- (4) 懲戒権に関する規定の削除
- (5) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため措置を明確化する規定の追加
- (6) その他所要の改正

3 施行期日

- (4)・(6) 公布の日
(1)・(2)・(3)・(5) 令和5年4月1日

(担当課：子ども課)

議案第8号

釜石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)が令和4年11月30日に公布され、令和5年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 安全計画の策定の義務化に関する規定の追加
- (2) 送迎用バスの運行時における利用乳幼児の所在の確認の義務化に関する規定の追加
- (3) 業務継続計画策定等の努力義務化に関する規定の追加
- (4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため措置を明確化する規定の追加

3 施行期日

令和5年4月1日

(担当課：子ども課)

議案第9号

釜石市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

消防団員に出動報酬を支給するため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 消防団員に支給する「費用弁償」の一部を見直し、「出動報酬」とする。
 - ア 災害の場合 1日につき 8,000円(活動時間が4時間未満の場合は4,000円)
 - イ 警戒の場合 1日につき 2,000円
 - ウ 訓練の場合 1日につき 2,000円
 - エ 立入検査の場合 1日につき 2,000円
 - オ 講習の場合 1日につき 2,000円

3 施行期日

令和5年4月1日

(担当課：消防課)

議案第21号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することに関し議決を求め
ることについて

1 提案理由

定住自立圏構想の中心市である本市と近隣市町村である大槌町が、連携と協力により、魅力ある定住自立圏を形成することを目的として、総務省が定める定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づき締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項及び釜石市議会の議決すべき事項を定める条例(昭和31年釜石市条例第16号)第2条第4号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 変更の内容

「第2期釜石・大槌定住自立圏共生ビジョン」策定に伴う定住自立圏形成協定の別表を変更する。

3 締結予定日

令和5年3月28日

(担当課：総合政策課)

議案第22号

道の駅釜石仙人峠の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

道の駅釜石仙人峠の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 公の施設の名称
道の駅釜石仙人峠
- (2) 団体の名称
釜石振興開発 株式会社
- (3) 期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 指定の理由

道の駅釜石仙人峠指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから指定管理者として指定しようとするもの

(担当課：商工観光課)

議案第23号

釜石情報交流センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

釜石情報交流センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 公の施設の名称
釜石情報交流センター
- (2) 団体の名称
釜石まちづくり 株式会社
- (3) 期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 指定の理由

釜石情報交流センターは、中心市街地東部地区の復興に向け商業・文化・情報交流拠点の整備を行ったフロントプロジェクト1において整備した施設であり、釜石まちづくり株式会社は、同施設を含む当該エリアの管理運営を行うために設立された会社であること、また、民間委員により構成された指定管理者評価委員会において高い評価を受けたことから指定管理者として指定しようとするもの

(担当課：商工観光課)

議案第24号

釜石大町駐車場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

釜石大町駐車場の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 公の施設の名称
釜石大町駐車場
- (2) 団体の名称
釜石まちづくり 株式会社
- (3) 期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 指定の理由

釜石大町駐車場は、中心市街地東部地区の復興に向け商業・文化・情報交流拠点の整備を行ったフロントプロジェクト1において整備した施設であり、釜石まちづくり株式会社は、同施設を含む当該エリアの管理運営を行うために設立された会社であること、また、民間委員により構成された指定管理者評価委員会において高い評価を受けたことから指定管理者として指定しようとするもの

(担当課：都市計画課)

議案第25号

釜石市民ホールの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

釜石市民ホールの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 公の施設の名称
釜石市民ホール
- (2) 団体の名称
釜石まちづくり 株式会社
- (3) 期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 指定の理由

釜石市民ホールは、中心市街地東部地区の復興に向け商業・文化・情報交流拠点の整備を行ったフロントプロジェクト1において整備した施設であり、釜石まちづくり株式会社は、同施設を含む当該エリアの管理運営を行うために設立された会社であること、また、民間委員により構成された指定管理者評価委員会において高い評価を受けたことから指定管理者として指定しようとするもの

(担当課：文化振興課)

議案第26号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについて

1 提案理由

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 令和5年3月31日をもって岩手県沿岸知的障害児施設組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること。
- (2) 令和5年4月1日から盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加え、盛岡広域環境組合の議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に伴い、岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更すること。

3 施行期日

令和5年4月1日

(担当課：総務課)

議案第27号

市道路線の認定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

新たに2路線を市道に認定しようとするもので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 市道路線の認定に関し議決を求める路線

◎栗橋54号線

栗橋地区で生活道路として使用している道路を市道に認定しようとするもの

| 延長 | 幅員 | 起点 | 終点 |
|--------|-----------|-------------|-------------|
| 109.8m | 4.9m～9.3m | 釜石市栗林町第17地割 | 釜石市栗林町第17地割 |

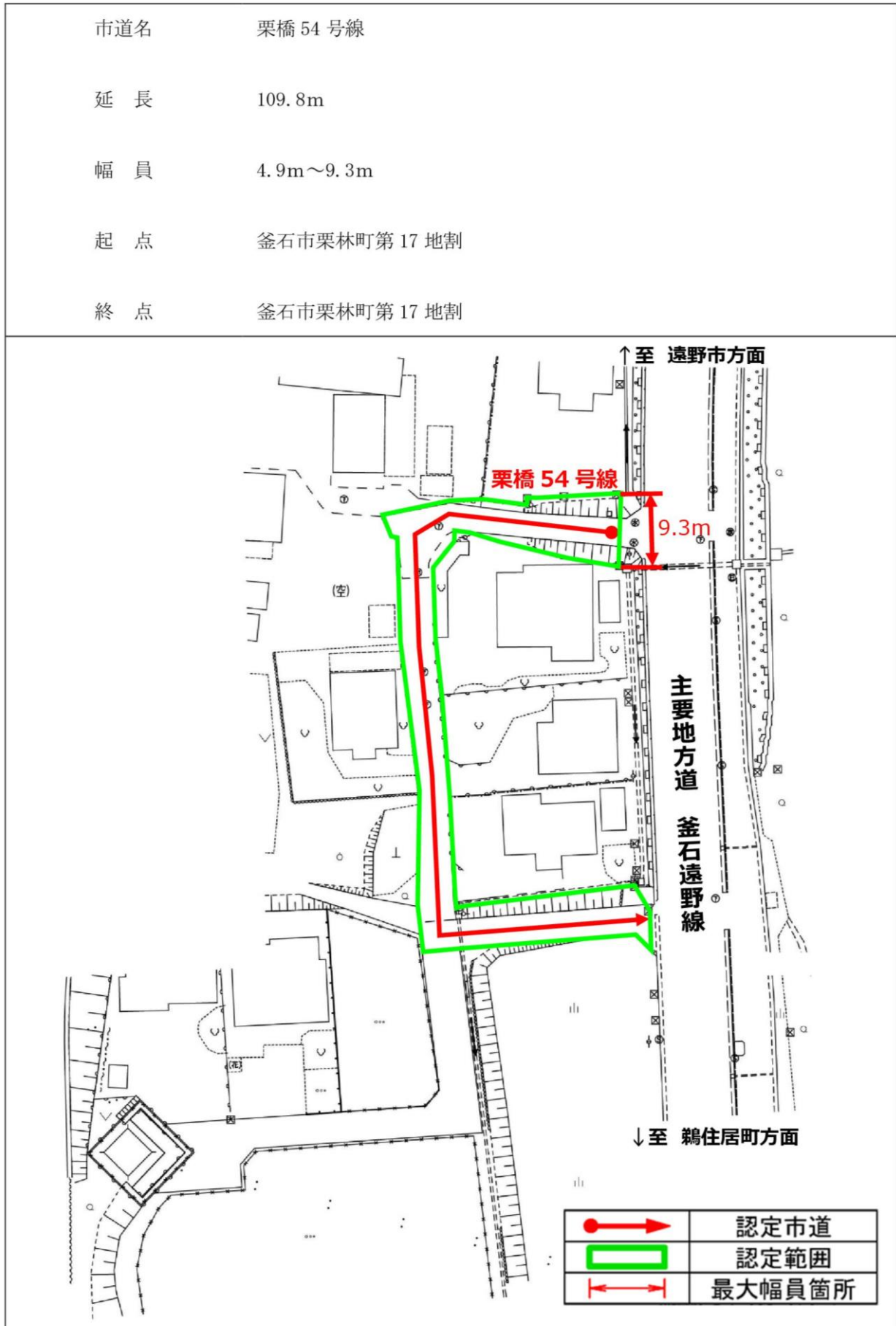
◎栗橋55号線

栗橋地区で生活道路として使用している道路を市道に認定しようとするもの

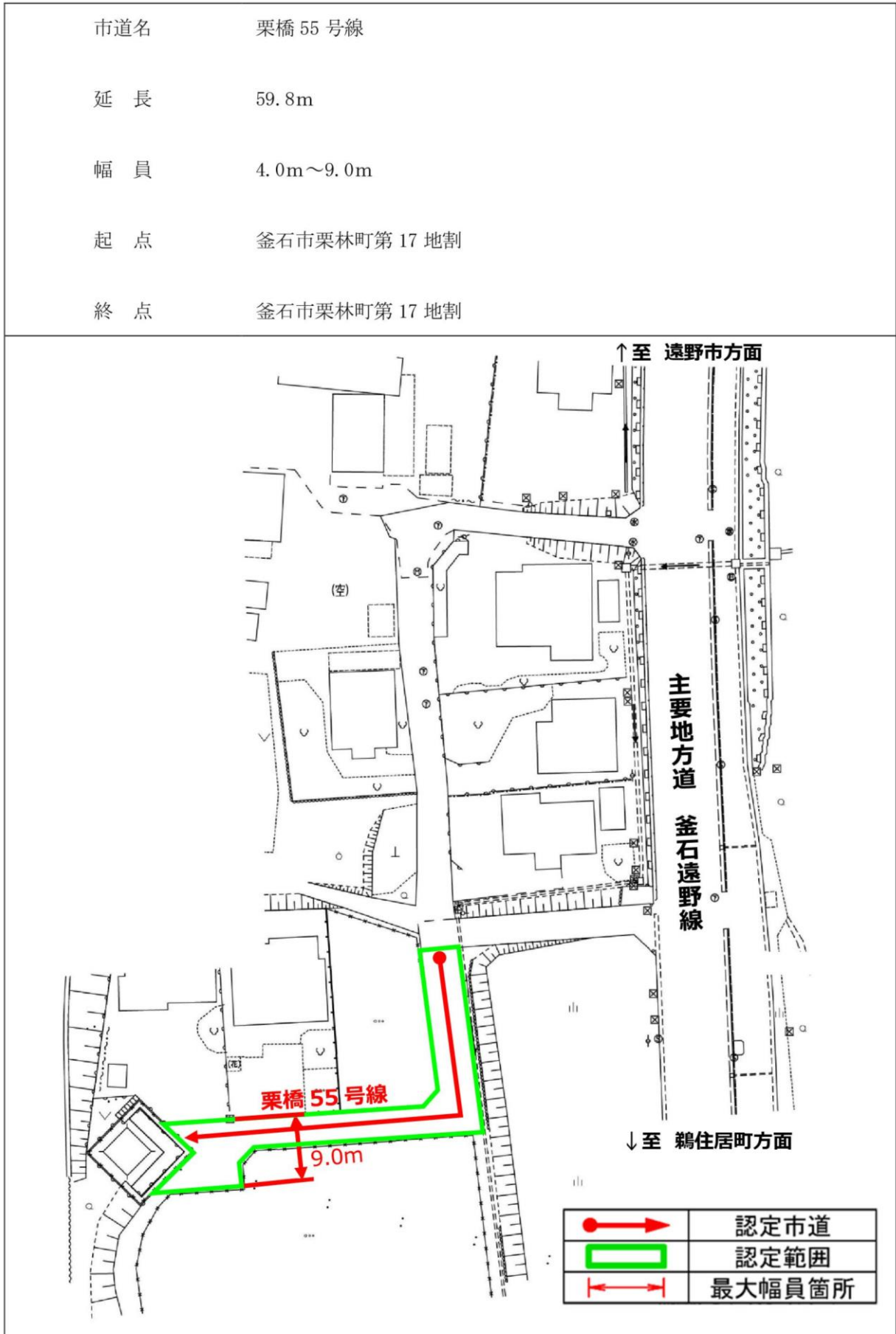
| 延長 | 幅員 | 起点 | 終点 |
|-------|-----------|-------------|-------------|
| 59.8m | 4.0m～9.0m | 釜石市栗林町第17地割 | 釜石市栗林町第17地割 |

(担当課：建設課)

市道認定平面図



市道認定平面図



議案第28号

市道路線の廃止に関し議決を求めることについて

1 提案理由

市道1路線を廃止しようとするもので、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 市道路線の廃止に関し議決を求める路線

◎鶉住居学校線

復興事業に伴い市道として機能していないことから、市道を廃止しようとするもの

| 延長 | 幅員 | 起点 | 終点 |
|--------|------------|--------------|--------------|
| 196.0m | 6.5m～14.8m | 釜石市鶉住居町第19地割 | 釜石市鶉住居町第19地割 |

(担当課：建設課)

市道廃止平面図

| | |
|-----|--------------|
| 市道名 | 鶉住居学校線 |
| 延長 | 196.0m |
| 幅員 | 6.5m～14.8m |
| 起点 | 釜石市鶉住居町第19地割 |
| 終点 | 釜石市鶉住居町第19地割 |



議案第29号

釜石市固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

1 提案理由

釜石市固定資産評価員を選任しようとするもので、地方税法(昭和25年法律第226号)第404条第2項及び釜石市市税条例(昭和31年釜石市条例第1号)第76条の規定により、議会の同意を求めるものである。

2 内 容 (令和5年2月27日現在)

氏 名 廣 田 昭 仁 (55歳)
住 所 釜石市****
略 歴 22ページ参照

3 備 考

固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補助するため設置するもので、現在の釜石市固定資産評価員の後任となる令和5年4月1日からの新たな釜石市固定資産評価員として、固定資産評価に関する知識及び経験を有する者の中から、議会の同意を得て選任しようとするもの

(担当課：総務課)

廣 田 昭 仁 さ ん の 略 歴

現住所 釜石市****

生年月日 昭和*年*月*日

| 年 月 | 記 事 |
|----------|------------------------------------|
| 平成 3年 3月 | 東洋大学法学部 卒業 |
| 平成 3年 4月 | 釜石市事務吏員 |
| 平成22年 4月 | 釜石市総務企画部少子化対策・男女共同参画推進室係長 |
| 平成23年 6月 | 釜石市市民生活部市民課地域づくり推進室鶴住居地区生活応援センター係長 |
| 平成23年10月 | 釜石市市民生活部地域づくり推進課鶴住居地区生活応援センター係長 |
| 平成24年 4月 | 釜石市総務企画部税務課市民税係長 |
| 平成26年 4月 | 釜石市総務企画部税務課長補佐 |
| 平成29年 4月 | 釜石市議会事務局事務局次長 |
| 令和 4年 4月 | 釜石市総務企画部税務課長(現在に至る) |

議案第30号

釜石市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

1 提案理由

釜石市固定資産評価審査委員会委員を選任しようとするもので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。

2 内 容 (令和5年2月27日現在)

氏 名 生 田 久美子 (67歳)
現住所 釜石市****
略 歴 24ページ参照

3 任 期

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年)

4 備 考

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため設置するもので、市民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者の中から、議会の同意を得て選任しようとするもの

(担当課：総務課)

生 田 久美子 さ ん の 略 歴

現 住 所 釜石市****

生年月日 昭和*年*月*日

| 年 月 | 記 事 |
|----------|--|
| 昭和53年 3月 | 岩手大学教育学部 卒業 |
| 昭和53年 4月 | 釜石市事務吏員 |
| 平成 8年 4月 | 釜石市総務企画部企画課青少年女性室係長 |
| 平成11年 4月 | 釜石市総務企画部税務課市民税係長 |
| 平成13年 4月 | 釜石市市民生部福祉事務所介護資格係長 |
| 平成15年 4月 | 釜石市監査委員事務局次長 |
| 平成19年 4月 | 釜石市経済部産業政策課雇用推進室長補佐 |
| 平成20年 4月 | 釜石市総務企画部少子化対策・男女共同参画推進室長 |
| 平成23年 6月 | 釜石市保健福祉部地域福祉課主幹(次世代育成担当)兼総務企画部少子化対策・男女共同参画推進室長 |
| 平成23年10月 | 釜石市保健福祉部子ども課長 |
| 平成25年 3月 | 釜石市職員定年退職 |
| 平成26年 4月 | 釜石市固定資産評価審査委員会委員(現在に至る) |
| 平成28年 4月 | 釜石市育英会理事(現在に至る) |
| 平成28年 4月 | 釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会委員(至 令和2年3月) |
| 平成28年 6月 | 釜石市男女共同参画推進協議会委員(至 令和2年5月) |

議案第31号～議案第33号

人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

1 提案理由

人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦しようとするもので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

2 内 容 (令和5年2月27日現在)

| | | | |
|--------|-----|---------|-----------|
| 議案第31号 | 氏 名 | 金 森 洋 一 | (60歳)【新任】 |
| | 現住所 | 釜石市**** | |
| | 略 歴 | 26ページ参照 | |

| | | | |
|--------|-----|---------|-----------|
| 議案第32号 | 氏 名 | 白 川 英里子 | (50歳)【新任】 |
| | 現住所 | 釜石市**** | |
| | 略 歴 | 27ページ参照 | |

| | | | |
|--------|-----|---------|-----------|
| 議案第33号 | 氏 名 | 藤 原 安 | (62歳)【新任】 |
| | 現住所 | 釜石市**** | |
| | 略 歴 | 28ページ参照 | |

3 任 期

令和5年7月1日から令和8年6月30日まで(3年)

4 備 考

市議会の議員の選挙権を有する住民で、人権擁護委員としての条件を満たす者の中から、議会の意見を聴いて法務大臣に対し候補者を推薦しようとするもの

(担当課：生活環境課)

金森洋一さんの略歴

現住所 釜石市****

生年月日 昭和*年*月*日

| 年 月 | 記 事 |
|----------|----------------------|
| 昭和60年 3月 | 東洋大学経営学部 卒業 |
| 昭和60年 4月 | タキトミ株式会社 入社 |
| 昭和63年 3月 | タキトミ株式会社 退職 |
| 昭和63年 4月 | 有限会社金森ふとん店 入社 |
| 令和元年 9月 | 有限会社金森ふとん店取締役(現在に至る) |

白川英里子さんの略歴

現住所 釜石市****

生年月日 昭和*年*月*日

| 年 月 | 記 事 |
|----------|------------------|
| 平成 7年 3月 | 東北学院大学文学部 卒業 |
| 平成 7年 4月 | 株式会社岩手日日新聞社 入社 |
| 平成 9年 4月 | 株式会社岩手日日新聞社 退職 |
| 平成 9年 7月 | 英智学館株式会社 入社 |
| 平成11年 3月 | 英智学館株式会社 退職 |
| 平成11年 4月 | 学校法人明峰学園明法幼稚園 入社 |
| 平成13年 3月 | 学校法人明峰学園明法幼稚園 退職 |
| 平成17年 4月 | 白川えいご教室開業(現在に至る) |

藤原安さんの略歴

現住所 釜石市****

生年月日 昭和*年*月*日

| 年 月 | 記 事 |
|----------|---------------------------------|
| 昭和56年 3月 | 千葉女子専門学校保育科 卒業 |
| 昭和56年 4月 | 釜石市教諭 |
| 平成20年 4月 | 釜石市立平田幼稚園主任教諭 |
| 平成24年 4月 | 釜石小学校ことばの教室主任教諭 |
| 平成26年 4月 | 釜石市教育委員会事務局学校教育課付係長(幼児ことばの教室担当) |
| 平成28年 4月 | 釜石市立平田幼稚園長 |
| 平成30年 4月 | 釜石市保健福祉部上中島こども園長 |
| 令和 2年 4月 | 釜石市保健福祉部子ども課上中島こども園長 |
| 令和 3年 3月 | 釜石市職員定年退職 |
| 令和 4年 9月 | 釜石市立小佐野小学校臨時教員 |
| 令和 4年11月 | 釜石市立小佐野小学校臨時教員 退職 |

